

# 大分県報

令和七年  
第五九〇号  
三月十一日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 土地改良法による換地処分……………一
- 道路区域の変更（二件）……………一
- 道路の供用開始（三件）……………二
- 都市計画事業の事業計画の変更認可（三件）……………二
- 選挙管理委員会告示……………二
- 病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………四
- 警察本部訓令……………四
- 大分県警察公文書公開事務取扱規程の一部改正……………四
- 所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………五

### 告示

#### 大分県告示第百二二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営水田畑地化推進基盤整備事業竹田津干拓地区の換地処分をした。

令和七年三月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 大分県告示第百二三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年三月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置い

令和七年三月十一日

て一般の縦覧に供する。

令和七年三月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道白杵上戸次線	大分市大字月形字小ヶ倉九二一番一地从前大分市大字月形字大坪六八四番二地先まで	前	メートル 一八・〇 〇七・一	メートル 四七三・〇
		後	二〇・〇 〇一・〇	四七三・〇

#### 大分県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年三月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年三月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道小川穴井迫線	竹田市大字炭電字炭電津留六六六番地先から竹田市大字炭電字炭電津留六五八番一まで	前	メートル 八・七 〇四・〇	メートル 八六・六
		後	一八・三 〇五・三	八六・六

大分県報（告示）

大分県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和七年三月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和七年三月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道臼杵上戸次線

大分市大字月形字小ヶ倉九一七番二から  
大分市大字月形字大坪六八四番二まで

令七・三・一一

県道佐賀関循環線

大分市大字佐賀関字潮礁五二三三番一から  
大分市大字佐賀関字潮礁五二三四番三まで

令七・三・一一

大分県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和七年三月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和七年三月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道三八七号

日田市上津江町川原字新屋敷八九六番三から  
日田市上津江町川原字ウツ迫九九四番八まで

令七・三・一一

大分県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の

供用を開始する。  
その関係図面は、令和七年三月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和七年三月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道三八六号

日田市大字友田字桑ノ木原九〇〇番一地先から  
日田市大字友田字三郎丸一九七九番一地先まで

令七・三・一一

大分県告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。  
令和七年三月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画下水道事業

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分  
（植田処理区）

昭和四十七年大分県告示第六百九十三号、昭和五十五年大分県告示第千四百八十七号、昭和六十年大分県告示第千四十八号、昭和六十二年大分県告示第千二百七十三号、平成四年大分県告示第六百五十一号、平成七年大分県告示第百五十四号、平成十一年大分県告示第百九十六号、平成十二年大分県告示第百六十八号、平成十四年大分県告示第百六十六号、平成十七年大分県告示第五十四号、平成十九年大分県告示第百

四号、平成三十年大分県告示第六百号、令和四年大分県告示第二百十四号及び令和五年大分県告示第七十一号の事業地のうち、大字津守字雄城田、字舟綱、字立石尾、字正蓮寺、字後ヶ迫、字塔ノ平、字平田、字船橋、字守岡及び字下ノ洲の各一部、字大門、字井ノ上、字吹上、字堅、字伏子、字修善寺、字下田、字中道、字小見取、字古川、字菜園畑、字宮ノ後、字北裏、字常元、字花園、字瓦焼園、字田端、字夏目、字積ノ下、字揚ヶ、字宮ノ西、字庄ノ元、字馬場、字小太畑、字川原ノ上、字富岡、字外地、字高畑、字新平エ土井、字宮ノ前、字御屋敷、字堀ノ内、字中村、字柳ヶ内、字宝寿坊、字木上藪下、字川原、字波戸下、字岸ノ下、字峰元、字立小路、字横小路、字公門園、字木ノ下、字海七、字田代、字鳥越、字山ノ下及び字浜ノ瀬の全部、大字片島字上川田、字上川原及び字大門の各一部並びに大字曲字友広、字クエ戸、字小森岡、字迫及び字犬飼の各一部並びに字平野の全部を追加する。

(中央処理区)  
変更なし

(東部処理区)

昭和四十八年大分県告示第百二十二号、昭和六十年大分県告示第千四十八号、平成三年大分県告示第千十八号、平成十一年大分県告示第百九十六号、平成十四年大分県告示第百六十六号、平成十七年大分県告示第百五十四号、平成二十四年大分県告示第七百七十一号、平成二十七年大分県告示第四百二十三号、平成三十年大分県告示第六百号、令和三年大分県告示第二百四十三号、令和四年大分県告示第二百四十四号及び令和五年大分県告示第七十一号の事業地のうち、大字横尾字居葉元、字芝尾、字芝尾谷、字芝尾北、字太田、字大田平、字中尾山及び字土橋下の各一部を追加する。

(大在処理区)

昭和五十三年大分県告示第百三十二号、昭和六十二年大分県告示第九百三十号、平成十一年大分県告示第五百九十六号、平成十四年大分県告示第五百六十六号、平成十六年大分県告示第百九十九号、平成十七年大分県告示第五十四号、平成十七年大分県告示第千七百七号、平成十八年大分県告示第六百五号、平成十九年大分県告示第五百四号、平成二十四年大分県告示第七百七十一号、平成二十七年大分県告示第四百二十三号、平成三十年大分県告示第六百号、平成三十一年大分県告示第二百四十九号、令和四年大分県告示第二百十四号及び令和五年大分県告示第七十一号の事業地のうち、大字政所字須屋坊、字中上原、字東上原及び字立岩の各一部を追加する。雨水のみ上記に加え、大字角子原字東上原の一部を追加する。

(南部処理区)

変更なし

2 使用の部分

(植田処理区)

変更なし

(中央処理区)

変更なし

(東部処理区)

変更なし

(大在処理区)

変更なし

(南部処理区)

変更なし

大分県告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和七年三月十一日

一 施行者の名称

中津市

大分県知事 佐藤 樹一郎

二 都市計画事業の種類及び名称

中津都市計画下水道事業

中津公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和五十四年三月二日から令和七年三月三十一日まで

変更後 昭和五十四年三月二日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年三月二日大分県告示第二百二十号、昭和五十五年十月十一日大分県告示第千六百六十三号、昭和五十七年九月二十一日大分県告示第千五百五十六号、平成元年三月二十八日大分県告示第四百七十二号、平成二年八月十七日大分県告示第千五百五号、平成七年九月二十九日大分県告示第九百二十七号、平成十三年六月二十六日大分県告示第千二

百六十五号、平成二十年二月五日大分県告示第七十五号、平成二十四年十一月二十日大分県告示第七百三十八号及び令和二年三月二十四日大分県告示第百八十九号の事業地にアに掲げる区域を加え、当該事業地のうちイの区域において事業地を変更する。

- ア 中津市大字大新田字六番通りの全部並びに字五番通り、字四番通り、字三番通り、字二番通り及び字一番通りの各一部、大字全徳字内濱田の一部、大字金手字井坪の全部及び字平ツ丸の一部、大字上池永字甲斐廻、字平ツ丸、字千町、字八反坪及び字下連の各一部、大字永添字鍋田及び字重峯の各一部並びに大字相原字取井地及び字猿畑の各一部の区域。
- イ 中津市大字大新田字浜田及び字大通ヨリ北の各一部、大字金手字角銘及び字深町の各一部並びに大字上池永字碓土の一部の区域。
- 2 使用の部分  
変更なし

大分県告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和七年三月十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 施行者の名称  
佐伯市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
佐伯都市計画下水道事業  
佐伯市公共下水道
- 三 事業施行期間  
変更前 昭和五十一年十月十二日から令和七年三月三十一日まで  
変更後 昭和五十一年十月十二日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地  
変更なし

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月十一日

大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之

- 四 指定老人ホーム中  
「住宅型有料老人ホームさわ  
やか別府の里」を  
「住宅型有料老人ホームさわ  
やか別府の里  
掘田四一」を  
掘田四一  
に改める。
- 住宅型有料老人ホームエク  
ラミア借楽園  
南荘園町四一八

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第2号

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察公文書公開事務取扱規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月11日

大分県警察本部長 崎 野 徹

- 第16条に次の1項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、財務文書（大分県警察財務総合システム関係文書管理規程（令和6年大分県警察本部訓令第6号）第2条第1号に規定する財務文書をいう。）に係る公文書の日録は、知事が管理する公文書の公開等に関する規則（平成13年大分県規則第22号）第12号様式を用いて作成することができるものとする。

附 則

この訓令は、令和7年3月11日から施行する。

○公 告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和七年三月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名	掲示場所
所賀 佐八、井上 重太郎	佐伯市役所

二 通知の要旨

令和七年二月十四日付け大分県告示第六十四号により行つた森林法第三十条の規定による通知

令和七年三月十一日

大分県報（公告）